

## 反社会的勢力等との関係遮断に関する基本方針

静岡県農業信用基金協会（以下「当協会」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与え、社会経済活動の健全な発展を妨げる反社会的勢力等との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

当協会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、役職員の安全確保を最優先に行動します。

### 2. 外部専門機関との連携

当協会は、反社会的勢力等による不当要求に備えて、平素から公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター、静岡県警察本部、顧問弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係の構築に努めます。

### 3. 取引を含めた関係の遮断

当協会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等からの不当要求には断固として拒絶します。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当協会は、反社会的勢力等からの不当要求に対し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。

### 5. 裏取引や資金提供の禁止

当協会は、反社会的勢力等からの不当要求等が、当協会の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引や反社会的勢力等への資金提供はいかなる形態であっても絶対に行いません。

### 附則

この基本方針は、平成26年11月11日から実施する。